

令和元年 9 月議会 提出議案（概要）

- 1 条例議案 P 1 ~ 2

子ども家庭局

【議案第159号】

北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について

1 改正の理由

子ども・子育て支援法では、「子どものための教育・保育給付」（認定こども園、保育所等が対象）に係る調査において、市町村が条例により過料を科することができる」とされている。

令和元年10月実施の幼児教育・保育の無償化に向けた同法改正で、新たに創設された「子育てのための施設等利用給付」（幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等が対象）についても同様とされたことに伴い、過料を設定するため、条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

○「子育てのための施設等利用給付」の追加（第2条関係）

「子どものための教育・保育給付」に係る調査の際と同様に

- ・ 正当な理由なしに報告や物件の提出・提示をしない
- ・ 虚偽の報告や物件の提出・提示をする
- ・ 質問に対し答弁しない、若しくは虚偽の答弁を行う

等を行った場合に10万円以下の過料に処するもの。

【現行と改正後の比較】

（現行）

給付の種類	主な対象施設	罰則
子どものための教育・保育給付	認定こども園	10万円以下の過料
	保育所	
	新制度幼稚園	

（改正後）

給付の種類	主な対象施設	罰則
子どものための教育・保育給付	認定こども園	10万円以下の過料
	保育所	
	新制度幼稚園	
子育てのための施設等利用給付	幼稚園の預かり保育	
	認可外保育施設	
	私学助成幼稚園	



3 施行期日

令和元年10月1日

【議案第160号】

北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例の一部改正について

1 改正の理由

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所等に通う3歳～5歳児の副食費については、現在、保育料の一部として保護者が本市に支払っているものが、引き続き保護者の負担のもと、施設に支払うこととなる。また、低所得者（年収360万円未満相当世帯）と全所得階層の第3子以降の子の副食費の支払いが免除されることから、条例の一部改正を行うもの。

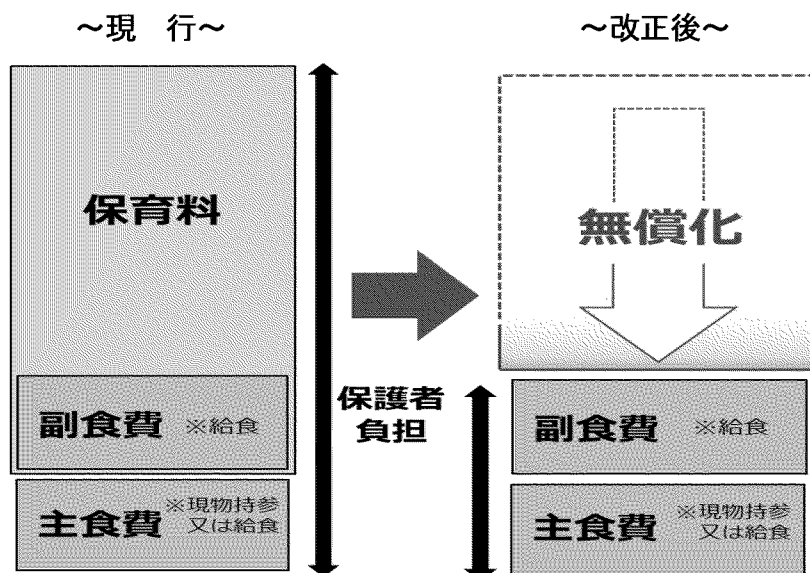
併せて、認可保育所等の利用のための認定である「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるなどの用語の整理などが行われたこと、及び、福岡県暴力団排除条例が一部改正されたことから、関係条文の整理を行うもの。

2 改正の内容

(1) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更（第14条関係）

- ア 保育所等に通う3歳～5歳児の副食費を、施設が保護者から徴収できる費目とする改正を行う。
- イ 低所得者及び全所得階層の第3子以降の子の副食費については、施設又は事業者が保護者から徴収できる費目から除く。

＜食事の提供に要する費用の取扱いの変更イメージ図＞



(2) 用語の整理等（第2条関係等）

「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改めるなどの用語の整理などを行う。

(3) 暴力団等排除規定の引用条項の変更（第4条関係）

条例が引用している福岡県暴力団排除条例の改正（平成28年3月施行）に伴う条項ずれを改める規定の整備を行う。

3 施行期日

令和元年10月1日（ただし、2（3）は公布の日）